

# 滋賀県立草津東高等学校PTA会則

## 第1章 総 則

### (名称及び組織)

第1条 この会は、滋賀県立草津東高等学校PTAと称し、滋賀県立草津東高等学校の生徒の保護者等及び同校の教職員をもって組織し、事務局を滋賀県立草津東高等学校内に置く。

### (目的)

第2条 この会は、会員の学校教育に対する理解を深め、会員が互いに協力して教育の振興をはかり、以て生徒の健全なる育成に寄与することを目的とし、以下に沿って活動する。

- ① この会は民主的な団体であって、特定の政党や政治団体ならびに宗教団体の活動に、団体として参加をしない。
- ② この会は本校の諸課題について、討議し解決に取り組むが、直接学校の管理や人事への干渉を行わない。
- ③ この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配干渉も受けるものではない。

### (事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 会員の教養を高め、生徒の育成に関する理解を深めるための事業
- ② 生徒の生活管理・健康安全のための事業
- ③ 教育環境の改善に関する事業
- ④ その他必要な事業

## 第2章 会員の権利及び義務

### (権利及び義務)

第4条 会員は次の権利を有し、義務を負う

- ① 総会において意見を述べ、議決に参加すること
- ② 役員、委員を選出し、または選出されて就任すること
- ③ 会の機関決定に協力すること
- ④ 会費を納入すること

(顧問に在学する生徒がいない場合は、顧問の会費を免除することができる)

## 第3章 役員・顧問・委員

### (役員)

第5条 この会に、次の役員を置き、就任した者を本部役員とする。

#### 役員

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| ① 会 長    | 1名 (保護者等)          |
| ② 副会長    | 4名 (保護者等：3名、教頭：1名) |
| ③ 庶 務    | 1名 (保護者等)          |
| ④ 会 計    | 1名 (保護者等)          |
| ⑤ 3学年委員長 | 2名 (保護者等)          |
| ⑥ 2学年委員長 | 3名 (保護者等)          |
| ⑦ 1学年委員長 | 3名 (保護者等)          |
| ⑧ 会計監査   | 2名 (保護者等)          |
| ⑨ 参 与    | 1名 (校長)            |

第6条 この会に、次の顧問を置く。

顧問 若干名 (前年度会長、副会長)

### (任 務)

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

- ① 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは会長の職務を行う。

- ③ 庶務は、この会の運営に関する事務を行う。
- ④ 会計は、この会の経理の管理を行う。
- ⑤ 1、2、3学年委員長は、学年の保護者等の代表として会の職務を行う。
- ⑥ 会計監査は、この会の経理を監査し、監査結果の詳細を役員会に報告する。また、監査結果を総会に報告する。
- ⑦ 参与はこの会の運営に関し、助言を行い、予算の執行に関する責任を負う。
- ⑧ 顧問はこの会の運営に関し、助言を行う。

(選 出)

第8条 役員及び委員の選出は、別に定める役員選考規定により行う。

(任 期)

第9条

1. 学年ごとに選出された委員の任期は3年とする。
2. 本部役員の任期は、1年とし、再選を妨げない。
3. 欠員によって就任したものは、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 機 関

(機 関)

第10条 この会に次の機関を置く。

- ① 総 会
- ② 委員総会
- ③ 役員会

(総 会)

第11条

1. 総会は、会長が召集し、年1回開催する。
2. 総会は会員の3分の2以上(委任状を含む)の参加をもって成立し、参加者の過半数の賛同を得て議決する。
3. 臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は3分の1以上の会員の要求があるときに開催することができる。

(総会付議事項)

第12条 総会では、次の事項を審議し、承認する。

- ① 1年間の基本的な運営方針(案)
- ② 事業報告及び事業計画(案)
- ③ 会計決算報告及び会計予算(案)
- ④ 会則改正(案)
- ⑤ その他必要な事項

(委員総会)

第13条

1. 委員総会は、会長が召集し、次の事項の審議を行う。
  - ① 1年間の基本的な運営方針(案)
  - ② 事業報告及び事業計画(案)
  - ③ 会計決算報告及び会計予算(案)
  - ④ 会則改正(案)
  - ⑤ その他必要な事項
2. 委員総会は、会計監査を除く役員及び委員をもって構成する。但し、会計監査は、随時参画することができる。

(役員会)

第14条

1. 役員会は、会長が召集し、この会の運営全般について協議するとともに、必要に応じて総会等に提案する内容の原案を作成する。
2. 役員会は、会計監査を除く役員をもって構成する。但し、会計監査は、随時参画することができる。

(議 決)

第15条 この会のすべての議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、賛否同数の

場合は、議長が決する。

## 第5章 会 計

(会 計)

### 第16条

1. この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
2. 会費の額は、総会で定める。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(支出承認)

### 第18条

1. 予算の執行にあたっては、以下に定める者が支出の妥当性を検討し、承認する。

50万円未満	会長または参与
50万円以上	会長と参与
2. 支出にあたっては以下に従う
  - ① 支出の申請のための起票とその承認は必ず別のものを行う。
  - ② **50万円以上**の支出については、会長と参与が事前承認を行う。
  - ③ 仮払金が必要な場合は、会長または参与の承認を得て仮払いを行うことができる。
  - ④ 支出に関しては、領収書等の証票を添付し、清算する。証票を紛失した場合は理由書を添付し、会長または参与が理由書の妥当性を検討し承認を行う。

## 第6章 補 則

(改 正)

第19条 この会の会則の改正は、総会において出席者の~~過半数~~の賛成を得なければならない。

付 則

1. この会則は、昭和54年4月6日から施行する。
2. この会則は、昭和55年6月7日から一部改正、施行する。
3. この会則は、平成10年4月1日から一部改正、施行する。
4. この会則は、平成23年4月1日から一部改正、施行する。
5. この会則は、平成29年4月1日から一部改正、施行する。
- ~~6. この会則は、令和6年3月1日から改正、施行する。~~